

3. 土地利用の基本方向

次の視点を見据えて機能区別の土地利用の方針を定めるものとします。

都市化の動向をふまえ、環境保全に配慮するとともに、農林業との調整を図りながら計画的な市街地整備を進めます。

市民の生命、身体および財産を災害から保護し、快適で安全な生活を確保するため、自然災害等の予防対策などについて都市基盤の整備、環境保全の面から総合的に推進します。

市街地を貫流する河川、郊外部の森林、湖沼や優れた田園景観などについては都市の貴重な自然環境として保全活用を図るなど、緑豊かでうるおいのある都市環境の整備を進めます。



機能区別の土地利用方針

【都市地域】

市街地については、長期的な視野に立ち、都市計画に関する基本的な方針に基づいて整備を進めます。特に中心市街地については、商業、サービス機能などが集積している地区であり、快適で利便性の高い都市空間の形成をめざします。

航空機などの騒音により大きな影響を受ける地域については、騒音防止対策や移転などにより快適な生活環境の保持に努めるとともに、適切な土地利用を図ります。

工業団地については、今後も企業の誘致を推進し多様な産業の集積をめざします。

市民の生活の場として、また、多くの人々が訪れる交流の場として、うるおいや安らぎが感じられる景観づくりや高齢化社会に対応できる環境整備などを進めます。

【農業地域】

土地改良や排水整備など優良農地の確保・保全に努めるとともに、交通の要衝としての立地条件を十分に生かせる基盤整備を進めます。

農業経営の高度化や、他の産業との複合化などを促進するため、時代の動向に対応できる農村環境整備を進めます。

【森林地域】

水源かん養や国土保全など森林の持つ機能が損なわれないよう、森林資源の確保や育成に努めます。

保健休養機能や教育の場としての利用など、森林空間の利用が促進されるよう保全面に留意しながら環境整備を進めます。

【自然公園地域】

国立公園である支笏湖については、国民の財産として保護するとともに、多くの人々が訪れ、安らぐ場として、保全に努めながら計画的な整備を進めます。

自然公園地域以外の良好な自然を形成している地域についても、その適切な保全に努めるとともに、保健休養やレクリエーション、体験学習など自然とのふれあいが楽しめる環境づくりを進めます。